

金沢がん哲学外来・会則

第1条 (名称)

この会は、「金沢がん哲学外来」と称する。

第2条 (事務所)

この会の事務所は、〒921-8053 石川県金沢市保古町ホ9 6-4 小石川均宅内に置く。

第3条 (目的)

この会は、がん患者・家族が抱える悩み、不安、思い、願望などを直に聞いて、解消出来る道と一緒に探し医療の隙間を埋める活動を行い、がんを患う本人だけでなく、その家族の方々などがん患者を支える方々の心の相談にも寄与し、地域社会の医療・福祉の向上に務めることを目的とする。

第4条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) がん患者・家族等を対象とした講演会・メディカルカフェ・専門員による相談・がんに関して様々な悩みを抱えている方に対しての医師に悩みを相談できる外来の場を企画・開催する。
- (2) 会の向上を図るため、研修会・学会等に参加する。

第5条 (会員)

この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し、定期的に活動出来る個人、法人・団体とする。ただし、総会の議決権を有する。
- (2) 賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、活動や運営を応援できる個人、法人・団体とする。ただし、総会・運営委員会の議決権を有しない。

第6条 (入会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書に名前・住所・連絡先を記載し、代表に提出して承認を得るものとする。

第7条（会費）

会員は、別途補則で定める会費を納入しなければならない。

第8条（正会員資格制限）

正会員の会費納入がなされていない場合は、議決権を要する会合において議決権の資格は停止されるものとする。

第9条（退会）

会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)会費を1年以上納入しないとき。

(2)本人が死亡したとき。

第10条（役員）

この会に次の役員を置く。

(1)代表 1名

(2)副代表 2名

(3)顧問 1名

(4)監査役 1名

(5)運営委員 12名

2 第1項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条（役員職務）

代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、本会の業務の執行及び会計処理を監査する。

第12条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第13条（総会）

この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1)会則、事業等の変更
 - (2)解散
 - (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4)事業報告及び収支決算
 - (5)役員を選任又は解任
 - (6)その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成する。

第15条（役員会）

役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行、役員解任に関し、随時開催し議決する。

第16条（運営委員会）

本会の実務運営のため運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会は正会員、賛助会員により構成する。運営委員長1名を置くものとし、事務局長が兼任するものとする。
- 3 上記2で定める運営委員会参加者以外に、運営委員長の認可により特別参加することが出来るものとする。
- 4 運営委員会は、月1回の定期開催をする。

第17条（相談役）

本会運営にあたり専門的事項について助言を受けるため相談役を置く。

第18条（事務局）

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長と事務局員数名を置き、運営委員より選任する。

なお、事務局長は運営委員会の委員長を兼任する。

- 3 事務局は上記事務所内に置く。
- 4 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、事務局長が定める。

第19条（事業報告書及び決算）

代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第20条（事業年度）

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条（委任）

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第22条（変更）

この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

第23条(補則)

会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別途附則で定める。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢がん哲学外来 会費要綱

平成26年4月1日決定

第1条 会則第7条に基づく、年会費は以下のとおり定める。

- (1)正会員 年会費 6000円
- (2)賛助会員 年会費 一口1000円（複数口でも可）

第2条 年度途中で退会した場合の納入済み年会費は、払い戻しはしないものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。